

(設置)

第1条 空家等対策計画の作成その他空家等に関する施策を推進するため、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づき、松伏町空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 法第6条第1項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。
- (2) その他空家等(法第2条第1項に規定する空家等をいう。)に関する施策の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、会長及び委員10人以内をもって組織する。

- 2 会長は、町長とする。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 地域住民
- (2) 町議会の議員
- (3) 法務に関する学識経験のある者
- (4) 建築に関する学識経験のある者
- (5) 福祉に関する学識経験のある者
- (6) その他町長が必要と認める者

(任期及び失職)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、その職にあるために委員となった者がその職を離れたときは、委員の職を失う。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、非常勤とする。

(臨時委員)

第5条 特別な事項を協議するため必要があるときは、協議会に臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 臨時委員は、町長が委嘱する。
- 3 臨時委員は、当該特別な事項に関する協議が終了したときは、委嘱を解かれたものとみなす。

(会議)

第6条 会長は、協議会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第7条 協議会に、幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、町職員のうちから町長が任命する。
- 3 幹事は、会長の命を受け、会務を処理する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、新市街地整備課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

参考 松伏町空家等対策協議会委員構成

氏名	選出団体等	備考
鈴木 勝	松伏町長	会 長
石嶋 利夫	松伏町自治会連合会	1号委員
増田 等	松伏町議会	2号委員
松浦麻里沙	埼玉県弁護士会	3号委員
志村 宏	埼玉県建築安全センター所長	4号委員
明戸 恵子	松伏町民生委員・児童委員協議会推薦民生委員	5号委員
関根 英勝	埼玉県吉川警察署長	6号委員

任期 令和元年7月27日から令和3年7月26日まで（2年間）